平成２９年（フ）第５１９２号
北海道札幌市中央区北五条西25丁目４番１号525ＭＭビル７階
破産者　リラエンタープライズ株式会社（旧商号アース株式会社）
1　決定年月日　平成30年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６１９０号
東京都品川区東五反田１丁目21－９－８Ｂ
破産者　高橋　照雄
1　決定年月日　平成30年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１２５４号
東京都江戸川区東葛西９丁目９番１号クリーンハイツ102、破産手続開始決定時の住所東京都八王子市散田町５丁目34番14号
破産者　廣吉　徳文
1　決定年月日　平成30年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１４７６号
東京都八王子市左入町684番地２八王子ドゥーム116号
破産者　田中　誠一
1　決定年月日　平成30年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第１１号
東京都府中市小柳町１丁目３番地の１
破産者　レアルタ株式会社
1　決定年月日　平成30年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第１２号
神奈川県横浜市港南区笹下３丁目40番17号
破産者　笠原　利幸
1　決定年月日　平成30年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第２０号
東京都狛江市猪方３丁目24番８号和泉ハイツ103
破産者　山梨エール便こと　山田　博文
1　決定年月日　平成30年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第１０７号
東京都武蔵村山市三ツ藤１丁目16番地の２マンション・ラ・メール302号
破産者　塩野　泰雄
1　決定年月日　平成30年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２９８２号
神奈川県藤沢市辻堂元町３丁目16番22号メゾンクレストＢ～１
破産者　株式会社Ｄｏｔ－Ｔ
1　決定年月日　平成30年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３０１７号
横浜市都筑区川和町1671番地１号
破産者　株式会社和市電子
1　決定年月日　平成30年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２６号
山梨県大月市初狩町下初狩232番地
破産者　株式会社アット・グリーン
1　決定年月日　平成30年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２９年（フ）第２５５号
愛知県日進市竹の山１丁目301番地
破産者　株式会社ＮＪ
1　決定年月日　平成30年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第５７号
横浜市旭区万騎が原35番地12
破産者　株式会社ヒカリ塗装工業
1　決定年月日　平成30年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８０８号
東京都世田谷区弦巻１－50－15グラチィオーゾ弦巻Ｂ－１
破産者　有限会社スパダ
1　決定年月日　平成30年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第２６号
富山県氷見市窪495番地
破産者　株式会社曙庵総本家
1　決定年月日　平成30年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２９年（フ）第５４号
富山県南砺市城端96番地
破産者　笠本建設コンサルタント株式会社
1　決定年月日　平成30年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２９年（フ）第３８７号
静岡県磐田市上野部343番地の13
破産者　有限会社三共グラベル
1　決定年月日　平成30年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第５９号
三重県松阪市若葉町163番地　松阪市営住宅Ｃ１－31
破産者　新田　久已
1　決定年月日　平成30年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２９年（フ）第６２号
三重県松阪市豊原町1152番地
破産者　川村　恵子
1　決定年月日　平成30年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２９年（フ）第２７４号
岡山市中区国富４丁目２番27－６号
破産者　谷口　慎治
1　決定年月日　平成30年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５０７号
岡山市中区東山３丁目４番５号
破産者　西尾　恵子
1　決定年月日　平成30年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１２２号
香川県綾歌郡宇多津町平山2628番地868
破産者　株式会社福香園
1　決定年月日　平成30年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所丸亀支部